

博士論文のリポジトリ登録 よくある質問(個別事例集)

当ページは作成中です。内容が変更する場合があります。

2022.12

【インターネット公表について】

[Q1.博士論文のインターネット公表が義務である根拠はあるか？](#)

[Q2.インターネット公表は、個人のホームページ上でもよいのか？](#)

[Q3.インターネットでの公表はいつするのか？](#)

[Q4.必ずインターネットで全文を公表しなければならないのか？](#)

[Q5.「やむを得ない事由」とはどういった事由か？](#)

[Q6.やむを得ない事由でインターネット公表できない。どうしたらよいか？](#)

[Q7.やむを得ない事由でインターネット公表できない。インターネット公表する「要約」とは「論文の要旨」と同じなのか？](#)

【著作権について】

[Q8.リポジトリに登録すると著作権はどうなるのか？](#)

[Q9.博士論文内で他者の論文\(または図書\)の文章や図版などを「引用」したい。引用であれば著作権者の許諾なしで使用が可能か？](#)

[Q10.博士論文内で他者の論文の文章\(または図書\)の文章や図版などを「転載」したい。リポジトリ公表前に何をすればよいか？](#)

[Q11.出版済みの自著がある。この自著の文章や図版などは、博士論文内で自由に使ってよいのか？](#)

[Q12.雑誌に掲載した自分の論文がある。この論文の文章や図版などは、博士論文内で自由に使ってよいのか？](#)

[Q13.博士論文\(全文またはその一部\)をこれから出版予定である。リポジトリでインターネット公表できるのか？](#)

[Q14.博士論文\(全文またはその一部\)をこれから雑誌に投稿する予定である。リポジトリでインターネット公表できるのか？](#)

【インターネット公表について】

Q1.博士論文のインターネット公表が義務である根拠はあるか？

学位規則の一部を改正する省令(平成 25 年文部科学省令第 5 号 平成 25 年 3 月 11 日公布・平成 25 年 4 月 1 日施行)により、これまでの印刷公表に代えて、インターネットを利用して公表することになりました。

Q2.インターネット公表は、個人のホームページ上でもよいのか？

「学位規則の一部を改正する省令」により、公表は博士の学位を授与した大学の協力を得てインターネットの利用により行うものとされています。

個人のホームページにアップロードしても、公表とは認められません。

国士舘大学では、国士舘大学学術情報リポジトリで公表しています。

Q3.インターネットでの公表はいつするのか？

「学位規則の一部を改正する省令の施行等について(平成 25 年 3 月 11 日文部科学省高等教育局長通知)」により定められた期限があります。

- ・博士論文の全文:学位取得後 1 年以内
- ・内容の要旨:学位取得後3ヵ月以内
- ・審査結果の要旨:学位取得後3ヵ月以内

Q4.必ずインターネットで全文を公表しなければならないのか？

「やむを得ない事由」で 1 年以内に全文をインターネット公表できない場合は、本学の承認を得た上で、全文に代えて「要約」をインターネット公表することになります。

また大学では、求めに応じて博士論文の「全文」を閲覧に供することになっています。

なお、やむを得ない事由がなくなった場合、全文をインターネット公表しなくてはなりません。

※全文をインターネット公表できない場合は、手続が必要なため大学院課にご相談ください。

Q5.「やむを得ない事由」とはどういった事由か？

「やむを得ない事由」について、「学位規則の一部を改正する省令の施行等について(平成 25 年 3 月 11 日文部科学省高等教育局長通知)」では以下が例示されています。

- ・博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネット利用により公表することができない内容を含む場合。
- ・博士論文が、著作権や個人情報に係る制約の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合。
- ・出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が生じる場合。

Q6. やむを得ない事由でインターネット公表できない。どうしたらよいか？

大学院課にやむを得ない事由にあたることの承認を得た上で、以下を速やかに大学に納めてください。

- ①博士論文の「全文」PDF(冊子でも可)
- ②博士論文の「要約」PDF(冊子不可)
- ③申請書でやむを得ない事由のため非公表とする旨を書面提出。複写についても可否を記載。

Q7. やむを得ない事由でインターネット公表できない。インターネット公表する「要約」とは「論文の要旨」と同じなのか？

博士論文の「要約」は「全文」をインターネット公表できない際に代わりに公表するものです。

博士論文について、論文の全体がわかる形で章立てごとに内容を短くまとめてください。論文全体の内容がわかるようにまとめる必要があります。

論文全体をまとめた「要約」は、中心となる考え方をまとめた「論文内容の要旨」とは異なります。改めて作成する必要がありますのでご注意ください。

※「論文内容の要旨」が章立てごとに論文全体をまとめてある場合は「要約」に替えることができます。

※「要約」内でも、インターネット公表することができない内容は伏せてください。

【著作権について】

Q8. リポジトリに登録すると著作権はどうなるのか？

リポジトリに登録しても、著作権は著作権者(著者または出版社や発行元)が保持したままです。大学に著作権が譲渡されるということはありません。

なお、著作権者にはリポジトリ登録にあたり、以下を承認していただきます。

- ①リポジトリ登録するため、サーバ上に電子ファイルを複製しアップロードすること(複製権)。
- ②登録したコンテンツをネットワークで不特定多数に無償公開すること(公衆送信権)。

Q9. 博士論文内で他者の論文(または図書)の文章や図版などを「引用」したい。引用であれば著作権者の許諾なしで使用が可能か？

著作権法の条件を満たす場合は「引用」とみなされ、著作権者の許諾なしでの使用が可能になります。ただし条件を満たさない場合は「引用」ではなく、「転載」となります。「転載」の場合、著作権者の許諾が必要です。

「引用」の要件は以下の通りです。(著作権法第32条、第48条および文化庁、判例による)

- ①すでに公表されている著作物であること
- ②「公正な慣行」に合致すること
 - ②-1.引用を行う「必然性」があること
 - ②-2.カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること

- ②-3.引用する著作物に改変を加えないこと
- ③報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること
 - ③-1.引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
 - ③-2.引用される分量が必要最小限度の範囲内であること
- ④「出所の明示」が必要(引用した著作物の出典を明記すること)

Q10.博士論文内で他者の論文(または図書)の文章や図版などを「転載」したい。リポジトリ公表前に何をすればよいか？

著作権者に、以下の許諾を得てください。

- ①博士論文に転載する許諾
- ②博士論文をインターネット公表する許諾(博士論文を公表すると、転載した著作物も公表されるため)

Q11.出版済みの自著がある。この自著の文章や図版などは、博士論文内で自由に使ってよいのか？

自著であっても、出版契約により、複製して販売する権利を出版社に譲った場合には、自由に使うことはできません。転載の場合は出版社に許諾を得てください。

なお著作権法の条件を満たす引用であれば、基本的に許諾なく使用することができます。(引用の要件は [Q9](#).参照)

Q12.雑誌に掲載した自分の論文がある。この論文の文章や図版などは、博士論文内で自由に使ってよいのか？

自身で執筆した論文であっても、投稿規定により、博士論文への記載やリポジトリへの公表が二重投稿(自己剽窃)とみなされる可能性があります。投稿した出版社や発行元、学会の投稿規定を必ず確認して下さい。

なお著作権法の条件を満たす引用であれば、基本的に許諾なく使用することができます。(引用の要件は [Q9](#).参照)

Q13.博士論文(全文またはその一部)をこれから出版予定である。リポジトリでインターネット公表できるのか？

出版契約により、複製して販売する権利を出版社に譲る場合には、インターネット公表できません。出版契約内容を確認し、不明な場合には出版社に必ず確認してください。

なお、出版契約により、インターネット公表できない場合は「やむを得ない事由」としてリポジトリでの全文公開は行わず、博士論文の要約を公表することになります。(「やむを得ない事由」で全文公開しない場合の手続きは [Q5](#)、[Q6](#)参照)

Q14.博士論文(全文またはその一部)をこれから雑誌に投稿する予定である。リポジトリでインターネット公表できるのか？

投稿を予定している出版社や発行元、学会の投稿規定を必ず確認して下さい。リポジトリで公表してある場合、二重投稿とみなされる可能性があります。

なお、投稿予定の出版者や学会が、リポジトリで公表した論文の投稿を禁じている場合は「やむを得ない事由」としてリポジトリでの全文公開は行わず、博士論文の要約を公表することになります。(「やむを得ない事由」で全文公開しない場合の手続きは [Q5](#)、[Q6](#)参照)